

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年6月20日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 契約件名

「世田谷区都市復興プログラム」実践訓練企画・運営支援及び改定検討業務委託

(2) 目的

世田谷区では、震災発生後に区民と区職員等が協働しながら復興街づくりを迅速かつ計画的に進めていくための取組み指針・行動手順を示すものとして、「東京都震災復興マニュアル」の考え方を基本に、平成13年3月に「世田谷区都市復興プログラム」（以下「都市復興プログラム」という。）を策定した。多くの職員が都市復興プログラムについて習熟し、復興事業に関する知識や実務能力の習得を図るため、主に職員を対象とした実践訓練を定期的に行っている。近年、首都直下地震の切迫性が指摘される中、実践訓練については、都市復興プログラムの実効性を高める取組みとして、過去の訓練の中で確認された課題や成果等も踏まえながら、効果的な手法を検討の上、今後も継続していく必要がある。

現行の都市復興プログラムは、平成18年3月に改定してから10余年が経過している。この間、関係法令の整備や東京都の関連計画の改定、被害想定の見直し等が行われているほか、近年発生した震災の被災地（自治体）では復興に向けた新たな取組みも進められおり、これらの状況や既往の実践訓練の課題等を踏まえた見直しの必要が生じている。特に、平成30年度より東京都において、「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」の修正作業が、令和2年度に予定されている改定に向けて進められており、当該マニュアルとの整合を図る必要がある。

本業務委託では、上述の事情を踏まえ、実践訓練の実施にあたっての企画、運営支援等及び都市復興プログラムの見直しに向けた検討を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

令和元年9月上旬から令和4年3月下旬まで（予定）

※委託契約は、年度ごとに行う。ただし、令和2年度及び令和3年度の委託契約は、それぞれ前年度の履行内容が良好と認められること、当該年度の予算案が区議会で議決されることを条件とする。

(4) 業務内容

以下の業務を履行すること。

<令和元年度>

- ① 職員を対象とした都市復興プログラム実践訓練の実施
 - ア 訓練の企画・準備
 - イ 訓練の実施・運営（講演会の実施を含む）
 - ウ 訓練の結果を踏まえた都市復興プログラムの問題点や課題の整理
 - エ 訓練の実施結果をまとめた報告書の作成
- ② 現行の都市復興プログラムの見直しに向けた調査・検討
 - オ 過年度に実施した訓練の成果や課題の収集・整理及び検証
 - カ 次年度の都市復興プログラム改定に向けた改善点の洗い出し
 - キ 以下の事項に関する調査・要点整理
 - ・震災復興や防災街づくりに関連する法制度や国・東京都の計画・方針
 - ・都市復興プログラムに類似する他自治体の計画・方針（マニュアル）やそれを踏まえた取組み状況の特徴
 - ・各機関が発表している最新の被害想定や地域危険度
 - ・「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」の改定（修正）の具体的な内容
 - ク 上記オ、カ、キ及び区の関連計画・方針を踏まえた都市復興プログラムの見直しの基本的な考え方（※改定案に反映させるべき事項を含む）の整理
 - ケ 検討の経過や結果をまとめた報告書（※参考資料を含む）の作成

<令和2年度>

- ① 職員を対象とした都市復興プログラム実践訓練の実施
 - コ 令和元年度に実施した訓練の成果や課題の検証
 - サ 上記コを踏まえ、令和2年度に見直し予定の都市復興プログラム（案）を考慮した内容の訓練の企画検討・準備
 - シ 訓練の実施・運営（講演会の実施を含む）
 - ス 訓練の結果を踏まえた都市復興プログラムの問題点や課題の整理
 - セ 訓練の実施結果をまとめた報告書の作成
- ② 改定版都市復興プログラム（案）の作成
 - ソ 上記クを踏まえて行う庁内検討会議（3回程度開催予定）の運営補助
 - タ 上記ソの検討の結果を反映した改定版都市復興プログラム（案）の作成
 - チ 改定版都市復興プログラム（冊子版・概要版）の版下作成
 - ツ 検討の経過や結果をまとめた報告書（※参考資料を含む）の作成

- ③ 事前の復興基礎データの作成

<令和3年度>

- ① 地域協働（区民参加）型の復興街づくり模擬訓練の実施
 - テ 令和2年度に実施した訓練の成果や課題の検証
 - ト 上記テを踏まえ、改定版都市復興プログラムに沿った訓練の企画検討・準備
 - ナ 訓練の実施・運営（講演会の実施を含む）
 - ニ 訓練の結果を踏まえた改定版都市復興プログラムの問題点や課題の整理
 - ヌ 訓練の実施結果をまとめた報告書の作成
- ② 事前の復興基礎データの作成

2 プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書提出日現在で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 個人情報保護に関する社内規程等が整備されていること。
- (7) 過去5年間（平成26年度から平成30年度まで）に、東京都又は東京都内区市町村が実施する、震災復興や防災街づくり、地域防災に関する計画・方針、マニュアルの策定（※修正・改定を含む）業務の完了実績を有し、本業務において危機管理士（2級以上）又は技術士（建設部門）の資格を有する技術者を配置できること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた提出者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 一次審査（書類審査）
 - ・企業実績
 - ・技術者実績
 - ・業務実施体制
 - ・業務実施方針
 - ・特定テーマに対する提案
 - ・資料作成能力
 - ・見積りの妥当性
- (2) 二次審査（ヒアリング審査）
 - ・専門技術力
 - ・取組み姿勢
 - ・コミュニケーション能力

5 手続き等

- (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 都市整備政策部 都市計画課（第1庁舎4階44番窓口）

電話：03-5432-2455

ファクシミリ：03-5432-3023

メールアドレス：SEA02008@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ・期間：令和元年6月20日（木）から令和元年7月4日（木）まで
※土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・場所：上記（1）に同じ
- ・方法：希望者に無償配布する（区ホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ・期限：令和元年7月4日（木）まで
※土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・場所：上記（1）に同じ
- ・方法：持参又は郵送（必着。郵便は書留郵便に限る。）
※参加表明書を提出する前に、区へ要電話連絡（方法について確認）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ・期限：令和元年8月5日（月）
※土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・場所：上記（1）に同じ
- ・方法：持参又は郵送（必着。郵便は書留郵便に限る。）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：有
令和2年度 「世田谷区都市復興プログラム」実践訓練企画・運営支援及び改定業務委託
令和3年度 「世田谷区都市復興プログラム」実践訓練企画・運営支援業務委託
ただし、1（3）記載の条件等による。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。